

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、D店で販売業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日勤務を終了して自家用車で帰宅途中、同市〇町の県道でハンドル操作を誤り、対向するトレーラーと正面衝突した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害後、E医療センターに救急搬送され、「大腿骨骨折、左足関節骨折、右上腕骨骨折、顔面挫創」等と診断され、手術施行の上、入院加療し、平成〇年〇月〇日には、F病院に転院し、その後、複数の病院で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人の主治医であるG医師の診断書によって判断すれば、監督署長の障害認定の一部に誤りがあると主張している。

(2) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人らの主張や医証等関係資料から、右手指関節、右手関節及び左足関節の機能障害であると認められるので、判断の要件として引用する「認定基準」に基づき、以下検討する。

ア 右手指関節の障害について

請求人らは、G医師作成の平成○年○月○日付け診断書における測定結果を根拠に、母指を含む4指の用を廃したものであり、障害等級第7級の7に該当する旨主張する。

G医師の上記診断書によれば、請求人は、環指以外の4指において、可動域が1/2以下に制限されていることが認められる。一方、H医師の同年○月○日付け意見書の診察所見においては、母指の可動域は1/2以下であるものの、母指以外の4指の可動域は1/2以上であることが認められる。

請求人の右指機能障害は、医証から、右上腕骨骨折に起因する右橈骨神経麻痺が主因と考えられるが、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「神経再生の徴候とされるT i n e l s 徴候が肘まで延びていることから同麻痺は回復途上にあると考えられる。」と述べている。よって、G医師が測定した平成○年○月当時に比べ、H医師が測定した同年○月にお

いては、右指の機能が回復していたものと考えられ、当審査会としてはH医師の測定結果を基に認定することが妥当であると判断する。

したがって、請求人らの主張は採用することができず、請求人に残存する右手指関節の障害は、「1指の母指の用を廃したもの」であり、障害等級第10級の6に該当するものと判断する。

イ 右手関節の障害について

請求人らは、身体障害者手帳に「著しい障害」と記載されていることを根拠に、障害等級第10級の9に該当する旨主張する。

そこで、請求人の右手関節の可動域をみると、G医師の測定結果においては、可動域角度の1/2以下の制限が認められるものの、I医師及びH医師の測定結果においては、関節可動域角度の3/4以下の制限は認められない。当審査会としては、上記(2)アと同様の理由により、H医師の測定結果を採用し、請求人の右手関節は障害等級に該当する程度の機能障害は認められないと判断する。

ウ 左足関節の障害について

請求人らは、G医師の測定結果を根拠に障害等級第10級の10に該当する旨主張する。

この点、H医師は、上記意見書において、要旨、「左足関節の可動域制限は本件災害で受傷した大腿骨骨折による坐骨神経麻痺が原因と考えられるが、坐骨神経の分枝である腓骨神経麻痺による下垂足の回復が見られることにより回復途上にあると考えられる。」と述べている。よって、当審査会としては、H医師の測定結果を採用し、左足関節可動域の制限は1/2以上3/4以下であり、請求人の左足関節の機能障害は障害等級第12級の7に該当するものと判断する。

(3) したがって、当審査会としては、請求人に残存する障害及びその程度は、上記(2)アないしウで判断した各障害（それぞれ、第10級、第12級）と、本件再審査請求で特に争われていない醜状障害（第9級）であり、決定書理由第2の2の(2)エ及びオに説示するとおり、併合して障害等級第8級の20となると判断する。

なお、請求人らは、障害状態調査書に誤記入があるにもかかわらず、そのまま決裁を経ていることから、同調査書の内容全般についての信憑性が欠ける旨

を主張するが、請求人らのこの主張は、本件の結論を左右するものではない。

また、請求人らの他の主張を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。